

宮古市震災復興基本方針

平成23年6月1日
宮古市

1 趣旨

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、観測史上国内最大のマグニチュード9.0を記録、本市を含む太平洋沿岸部の広い範囲に大津波が襲来し、多くの尊い命や貴重な財産が奪われました。

災害発生当初から厳しい環境の中で、全国各地、そして世界各国から温かいご支援をいただき、未曾有の大災害からの復旧に取り組んできました。

現在も瓦礫の撤去や行方不明者の捜索、ライフラインの復旧が進められていますが、それと並行して、復旧から復興へと将来を見据えた取り組みを進める段階を迎えています。

このことから、本市の復興に向けた取り組みの基本的な考え方を明らかにするとともに、復興に向けたまちづくりを推進するため、「宮古市震災復興基本方針」を定めるものです。

2 復興に向けた基本的な考え方

本市の復興に向けた基本的な考え方は次のとおりです。この基本的な考え方に基づき、復興に向けた総合的な計画として「復興計画」を策定します。

○市民生活の安定と再建を図ります。

被災した市民の物心両面の被害、傷を早急に回復し癒すために、応急仮設住宅の建設等による住宅の確保をはじめとした暮らしの安定を図られるよう取り組みを進めます。

また、甚大な被害を被った水産業、商工業をはじめ、農林業など各産業の復興に向けた取り組みを支援し、地域経済の早期回復、雇用の維持・確保を図るなど市民が安定した生活を取り戻すための取り組みを進めます。

○安全で快適な生活環境の実現を図ります。

復興にあたっては、都市基盤や公共施設、市街地環境など市民の生活環境を単に被災前の状況に戻すのではなく、宮古市が持続可能な自治体であり続けるための長期的な展望に立ちつつ、より安全で快適な生活環境の実現を目指し取り組みを進めます。

また、今回の災害を礎に防災施設を再構築するなかで、自らの生命を自ら守れるような環境整備、共助による地域防災力の向上、そのためのコミュニティの強化、再生の取り組みを進めます。

3 復興にあたって配慮して取り組むべき事項

復興にあたっては、次の点に配慮した取り組みを進めます。

○市民と行政とのパートナーシップによる参画と協働を基本として進めます。

復興計画の策定等において、適切な情報提供や意見聴取を行うなど、市民と行政とのパートナーシップによる参画と協働を基本として進めます。

○計画的かつ効率的に事業を進めます。

今回の災害に起因する行政需要は膨大に発生するものと予想されます。

このことから、実施効果や重要性を考慮し、計画的かつ効率的に事業を進めます。

○被災した市民への配慮と公平性を確保します。

復興施策や事業の企画、立案、実施にあたっては、被災した市民に対する施策や事業効果が実質的に公平になるようにする必要があります。

このことから、情報の提供や相談機会、各種サービスの提供等について公平な取り扱いができるよう、個々の状況や状態に応じた周知方法、手段で提供を行います。

○状況変化に応じて柔軟に対応します。

今後も前例のない、想定もしない様々な事態や状況が発生することが考えられます。このような場合であっても、公としての立場に立ちつつ、被災者そして市民の視点に立つという姿勢のもと、柔軟かつ臨機応変に対応します。

4 復興計画の策定

(1) 策定の趣旨

復興計画は、今後の復興にあたって、復興対策を迅速かつ効率的に実施するための総合的な計画であり、国、県や公共的機関との連携・協力とともに、市民、地域自治組織、市民活動団体、企業・事業者など宮古市に関わる全ての人々が一丸となって復興に取り組むための指針として策定するものです。

(2) 復興計画の内容

復興に向けた基本的な考え方に基づき、復興後の市民生活や市街地の形成等のあるべき姿（目標）を掲げます。

また、目標を達成するための各施策の方向を示すとともに、その実現手段を体系化します。

なお、復興計画の柱としては、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」を想定し、外部検討組織や被災した方をはじめ市民等の意見を踏まえながら定めることとします。

(3) 総合計画との調整

宮古市のまちづくりの指針（マスタープラン）である「総合計画」に掲げるまちづくりのあるべき姿を踏まえ、計画を策定します。また、総合計画及び関連計画との調整を図ります。

5 推進体制

(1) 庁内体制の整備

平成23年4月19日に市長を本部長とする「宮古市東日本大震災復興本部」を設置し、全庁一丸となった推進体制を整備しました。また、7月を目途に庁内に「復興の総括・企画調整を担う専門組織」「被災者支援を担う専門組織」を設置し、震災からの復興に向けた取り組みを一層、加速化させます。

(2) 外部検討組織の設置

平成23年7月を目途に学識経験者や産業界・公的団体の代表、行政機関、地域住民等をメンバーとした検討組織を設置し、復興計画に関しての提言等を聴取していきます。

(3) 岩手県沿岸市町村との連携

平成23年4月1日に岩手県沿岸の13市町村が連携し「岩手県沿岸市町村復興期成同盟会」を設立しました。災害復旧・復興に向け、国や県に対し支援を要望するなど、沿岸市町村が一体となった取り組みを推進します。

6 当面、緊急的に取り組む内容

被災した市民の生活の一日でも早い回復に向け、また、市民生活の安定を図るため、以下の事項について、当面、緊急的かつ優先的に取り組んでいきます。

なお、復興にあたっては、従来の各種制度の枠を超えた財政支援等について、国や県に対し強く要望していきます。

(1) 被災した市民の生活支援

① 快適な避難所生活の確保

現在も市内には多数の避難者がおり、避難所での生活を余議なくされています。避難所における共同生活は、様々な制約が避けられないところですが、より過ごしやすい環境を整えるとともに、心身の健康を保ちながら安心した生活ができるよう支援体制の充実を図ります。

② 住まい（応急仮設住宅・公営住宅）の確保

被災した市民の暮らしの基盤となる安心できる住まいを確保するため、県と連携を図りながら、7月中を目途に応急仮設住宅の完成、早期の入居を目指すとともに、雇用促進住宅、県営住宅、市営住宅など公営住宅の確保・活用を図ります。

(2) 情報提供・市民相談の充実

① 情報提供

広報みやこの発行、市ホームページやモバイルメールなどインターネットの活用、さらには、臨時災害放送「みやこ災害エフエム」を通じ、被災した方はじめ市民に対して、最新かつ必要な情報をいち早く提供します。

また、市外に一時的に避難している市民もいることから、岩手県沿岸市町村復興期成同盟会と連携し、テレビ、新聞等を通じて情報を提供します。

②市民相談の充実

被災した市民は、不安定な生活のなかで、困りごとや悩みごとなど今後の生活に関して大きな不安を抱えています。このような相談にきめ細かく対応するため、市民相談室を中心に関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。

(3) 公共土木施設とライフライン等の早期復旧

①公共土木施設の復旧

広範かつ甚大な被害が発生している公共土木施設（道路・橋梁・港湾・漁港・海岸・河川・下水道等）は、災害復旧や復興に向けた基盤となるものであり、各関係機関と連携し被災状況の実態把握に努めるとともに、早期に応急的な復旧工事を行います。

②ライフラインの復旧

市内の上水道、電気、固定電話は概ね復旧していますが、携帯電話は一部地域において不通となっていることから、早期の復旧について事業者働きかけます。

③公共交通機関の運行再開等

◆バス交通

道路の不通により運休している路線について、道路の復旧状況を見ながら再開について事業者働きかけます。

◆鉄道（JR）

JR山田線（宮古・盛岡間）は、全てのダイヤにおいて早期に運行が回復するよう事業者働きかけます。

JR山田線（宮古・釜石間）は、線路、橋梁、駅舎等の流出・損壊などにより甚大な被害が発生し、復旧には年単位での時間を要するものと見込まれることから、出来る限り早期に復旧するよう事業者働きかけます。

◆鉄道（三陸鉄道）

北リアス線、南リアス線とも線路、橋梁、駅舎等の流出・損壊などにより甚大な被害が発生し、一部区間の運行となっていますが、市民生活に多大な影響が生じないよう事業者働きかけます。

なお、復旧には相当の費用が見込まれ、国の全面的な支援がなければ、再建できる見通しが立たない状況にあることから、県や沿線市町村、事業者と連携し国に働きかけます。

(4) 災害廃棄物の処理

津波被害により、陸域・海域に災害廃棄物が発生し、その処理すべき量の膨大さから市民生活に多大な影響が生じており、出来る限り、早期に処理完了するよう県の支援を受けながら進めていきます。

(5) 教育環境の確保

津波被害により、学校教育施設や社会・体育施設の一部が利用できない状況にあります。適正な教育環境の確保のため、被災施設の早期復旧を進めます。

また、被災した児童生徒に対しては、関係機関等との連携を図り、就学援助

費支給等の就学支援や適切な心のケアに努めるほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を継続します。

(6) 保健・医療・福祉の確保

被災した市民の心身の健康を保つため、県立病院や民間医療機関等との連携のもと、ハード・ソフト両面からの医療の提供体制を確保するとともに、保健指導などに努めます。

また、被災した子どもや高齢者、障がい者の方々が安心した生活を送るための支援について、関係機関・団体と連携を図りながら進めます。

(7) 雇用確保及び産業の復興

①雇用・生活資金の確保

津波被害により、工場の操業停止や事業縮小に追い込まれる事業者も発生し、従業員の解雇、休職や新規学卒者の内定取消し等の雇用問題、漁業者等の生活再建などの問題が発生しています。

雇用を維持するための支援など被災者の雇用と生活資金の確保に努めます。

②漁業の復興

漁船、漁港、養殖施設など漁業に関わるほとんどの施設・設備が壊滅的な被害を受けています。

事業再開に向け漁港・漁場に堆積した瓦礫等について、順次除去作業を進め、漁港・漁場の機能と生産基盤の回復を図ります。

また、漁協と連携して、漁業者の経営・金融相談の充実を図るとともに、漁業の再建に向けた支援を強化します。

③商工業の復興

津波により、商店街の店舗への浸水、水産加工業をはじめとする工場の施設・設備の損壊など甚大な被害を受けています。

建物等の解体撤去、仮設店舗・工場等での事業再開を支援するとともに、国・県や商工会議所など関係機関との連携強化を図り、事業の維持・再開に向け、利子補給のほか各種情報の提供や相談体制を充実させ、地域経済の早期の回復を目指します。

④農林業の復興

津波により、海岸部の農地が水田を中心に甚大な被害を受けています。

農地へ流入した瓦礫の撤去を順次進めるとともに、国・県や農協など関係機関と連携し、耕地の除塩や堆積土砂の除去及び用水路・揚水施設等の復旧を図ります。

また、津波とそれに伴う塩害及び山火事で森林や林道が被害を受け、地場材を加工する施設・設備等が損壊していることから早期の復旧を目指します。

⑤観光の復興

国立公園施設や主要な観光施設は壊滅的な被害を受けています。

国立公園内に残された瓦礫の撤去作業を進め、観光施設等の早期の復旧を目指します。